

令和5年第9回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年12月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第9回 美幌町農業委員会総会
令和5年12月21日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第17号	農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について
日 程 第 6	報告第18号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第31号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第32号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 9	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第34号	現況証明願について
日 程 第11	議案第35号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第12	協議第7号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第9回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号1番 中川委員、同じく議席番号2番 坂本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から11月28日から12月1日の東京で行われた全国農業委員会会長代表者集会について報告致します。その内容ですが、11月30日午後から文京シビックホールにて行われた全国農業委員会会長代表者集会に参加致しました。提案された第1号議案から第3号議案について全て原案どおり承認されました。なお、これらの資料につきましては事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第17号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案3ページに記載の4名でございます。確認の結果、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告致しますとともに、本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上でございます。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第17号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第18号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案4ページをご覧ください。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は田で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については11月27日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案5ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として11月28日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第18号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
事 務 局	<p>日程第7、議案第31号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号10号。</p>
議 長	<p>内容番号10号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃借人の希望により、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成26年2月25日から令和6年2月24日までの10年間、合意解約年月日は令和5年11月28日、土地引渡日は令和5年11月28日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。</p> <p>内容番号11号。</p>
事 務 局	<p>内容番号11号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年12月23日から令和5年12月31日までの3年間、合意解約年月日は令和5年12月1日、土地引渡日は令和5年12月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。 内容番号12号。</p>
事 務 局	<p>内容番号12号についてご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案8ページをご覧ください。契約期間は令和3年2月26日から令和6年2月29日までの3年間、合意解約年月日は令和5年12月1日、土地引渡日は令和5年12月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。 議案第31号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号58号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全6件で内容につきましては農業公社の買入が2件、再貸付が3件、新規の賃貸借が1件となっております。 それでは内容番号58号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先の議案第31号内容番号11号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年12月22日、代金の支払期限は令和6年2月14日、利用調整日は令和5年12月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号58号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号58号は適当と認めます。 内容番号59号。</p>
事 務 局	<p>内容番号59号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件</p>

も先の議案第31号内容番号12号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年12月22日、代金の支払期限は令和6年2月14日、利用調整日は令和5年12月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号59号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号59号は適当と認めます。
内容番号60号。

事 務 局 内容番号60号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年12月22日から令和15年12月31日までの10年間、利用調整日は令和5年11月21日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番 内容番号60号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ50頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号60号は適当と認めます。
次の案件は私が当事者となっておりますので、ここで議長の交代を致します。暫時休憩致します。

(会長と代理の交代)

職務代理 職務代理の日並です。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、美幌町農業委員会総会会議規則第10条第2項の規定に基づき、会長代理が議長となり議事を行います。よろしくお願い致します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。内容番号61号。なお、内容番号61号につきましては千葉委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により千葉委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(千葉委員 退席)

事務局 内容番号61号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は高野の千葉正美さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年12月22日から令和10年12月31日までの5年間、利用調整日は令和5年11月27日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9番 内容番号61号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。千葉さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願ひします。

職務代理 ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

職務代理 ご異議なしと認め、内容番号61号は適当と認めます。
(千葉委員 入席)

職務代理 内容番号61号の審議が終了しましたので議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩致します。
(代理と会長の交代)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
内容番号62号。

事務局 内容番号62号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年12月22日から令和10年12月31日までの5年間、利用調整日は令和5年11月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6番 内容番号62号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは野菜を作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。
内容番号63号。

事務局 内容番号63号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は離農に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は

〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年12月22日から令和10年12月31日までの5年間、利用調整日は令和5年9月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号63号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農することに伴う、あっせん申し出により、調整の結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号63号は適当と認めます。
議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号18号。

事 務 局

今月の案件は全6件で内容につきましては経営移譲に伴う使用貸借案件が4件、売買が1件、贈与が1件となっております。
それでは内容番号18号についてご説明致します。参考資料は9ページと10ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案16ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料11ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号18号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月5日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
内容番号19号。

事 務 局

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料13ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号19号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する畑を処分するため、隣接で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月5日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
内容番号20号。

事務局 内容番号20号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料15ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号20号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月5日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。
内容番号21号から22号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号21号と22号について一括ご説明致します。参考資料は16ページから18ページをご覧ください。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号21号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号22号について一括ご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案17ページをご覧ください。参考資料19ページと20ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18番 内容番号21号と22号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3

条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月22日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号21号から22号は適当と認めます。
内容番号23号。

事 務 局

内容番号23号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料22ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号23号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地について借受している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族5人で酪農のほか、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月12日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。
議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第34号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号8号。

事 務 局

内容番号8号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号8号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、〇〇さんの住宅や農舎の敷地となっており、相当前から畑としては使用しておらず農地・採草放牧地以外であることを12月8日、中川委員、小泉委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。
議案第34号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	<p>日程第11、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号7号。</p>
事 務 局	<p>内容番号7号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年12月1日、利用調整を行った時期が令和5年12月1日から令和5年12月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。 内容番号8号。</p>
事 務 局	<p>内容番号8号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年12月1日、利用調整を行った時期が令和5年12月1日から令和5年12月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第35号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第7号についてご説明致します。本件は12月13日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が2件でございます。なお、編入の案件についてはあっせん農地であり、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければならないため、今回、編入の手続きをとるものがございます。それでは編入の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号5号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。今後の予定ですが本総会后に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>

議 長 ご異議なしと認め、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第9回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長 ご苦勞様でした。

閉会 午後2時08分